平成２３年（フ）第８６２５号
神奈川県相模原市緑区下九沢1333―５
債務者　石原　幸一
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６３１号
東京都世田谷区玉川２丁目26―19―103
債務者　中野　梨沙（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６３７号
東京都台東区東上野６丁目３－２―302
債務者　細川　敏彦
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６３９号
千葉県船橋市西習志野１丁目１－８―303
債務者　田所　大和
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６５３号
東京都調布市深大寺元町４丁目35―１　都営深大寺第２アパート３―104
債務者　畠山　茂樹
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６５４号
埼玉県さいたま市見沼区大字東門前303―22
債務者　野田　真樹
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６５５号
千葉県船橋市飯山満町２丁目408―１―402
債務者　今野　要明
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６６６号
東京都葛飾区南水元４丁目14―９―205
債務者　芝田惠美子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６７１号
埼玉県越谷市南町１丁目７－１―203
債務者　丸山　正純
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６７９号
東京都杉並区浜田山１丁目26―14―101
債務者　冨田弥栄子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６８１号
埼玉県戸田市下戸田１丁目10―12―503
債務者　金坂　明子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６８７号
埼玉県川越市大字南大塚1873―３―102
債務者　菊地　要子
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６９１号
東京都練馬区貫井３丁目44―２
債務者　菊地　志郎
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７００号
東京都江戸川区小松川２丁目３－３―906
債務者　渡邉　浩之
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７０１号
東京都江戸川区小松川２丁目３－３―906
債務者　渡邉真奈美
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７０３号
東京都足立区竹の塚７丁目14―６―408
債務者　相沢　康宇
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部